

追 加 議 案（平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出）

議 案 番 号

件

名

議 第 9 1 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議第 9 1 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 9 平成 3 1 年 1 月 1 日から平成 3 1 年 1 月 3 1 日までの間における市長及び副市長の給料月額、別表第 1 の額から当該額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

市長及び副市長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。